

## 日本気象学会東北支部規則

昭和 32. 5. 26	成立
昭和 32. 7. 5	第 8. 11 条を改正、 第 15～19 条を追加
昭和 40. 11. 18	第 8 条を改正
昭和 56. 10. 12	第 2 条を改正
昭和 60. 3. 19	第 9 条を改正
平成 2. 6. 21	第 8 条を改正
平成 6. 2. 28	第 8. 9. 12. 14. 18 条を改正
平成 9. 6. 3	第 2 条を改正
平成 22. 6. 11	第 8 条を改正
平成 25. 6. 20	第 1. 2. 18 条を改正
平成 27. 3. 12	第 18 条を改正
平成 28. 2. 29	第 13 条を改正
令和 5. 7. 4	第 13 条を改正
令和 6. 6. 25	第 8、10、11 条を改正

- 第 1 条 本支部は公益社団法人日本気象学会東北支部という。
- 第 2 条 本支部は事務所を仙台市宮城野区五輪一丁目 3 番 15 号第 3 合同庁舎、仙台管区気象台内に置く。
- 第 3 条 本支部は東北 6 県に在住する全ての日本気象学会員で構成される。
- 第 4 条 本支部は日本気象学会の定款の範囲内で事業を行うが、特に支部会員の研究の奨励、推進ならびに相互の連絡につとめることを目的とする。
- 第 5 条 本支部は前条の目的を達成するために、講演会ならびに学術的会合の開催、その他この支部の目的にかなう事業を行う。
- 第 6 条 本支部の事業年度は毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 7 条 本規則の実行に必要な細則は、支部理事会の決議によって別に定める。
- 第 8 条 本支部に次の役員を置く。  
理事 8～11 名（支部長 1 名含む）、会計監査 1 名。
- 第 9 条 理事および会計監査は支部会員の選挙によって定める。  
ただし、任期中に欠員が生じた場合は細則の定めるところによって補充する。
- 第 10 条 支部長は理事の互選によって理事の中から定める。
- 第 11 条 支部長はこの支部を代表して会務を総理する。支部長に事故があるとき、または欠けたときは、支部長があらかじめ指名した理事がその職務を代行する。
- 第 12 条 理事はこの支部の会務を行う。会計監査は支部の会計を監査する。
- 第 13 条 支部長は必要に応じ、会務の一部を処理するため幹事を置くことができる。
- 第 14 条 理事および会計監査の任期は 2 年とする。ただし、重任は妨げない。  
理事および会計監査は任期満了後でも後任者の就任するまでその職務を行う。
- 第 15 条 支部長は毎年 1 回および必要に応じて理事会を招集する。
- 第 16 条 理事会は過半数の理事の出席がなければ成立しない。
- 第 17 条 支部長は次の事項を理事会の承認を得て会員に報告しなければならない。  
(1) 事業計画および収支決算  
(2) その他理事会において必要と認めた事項
- 第 18 条 本支部の経費は本部交付金（支部強化基金を含む）と寄付金とする。
- 第 19 条 この規約は理事の 3 分の 2 以上の賛成を得なければ変更することができない。

付則

第20条 この支部の設立当初の役員は設立準備会でこれを選任する。

以上